第二条のうち、住民基本台帳法第三十条の九の二の改正規定中「第三十条の九の二第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項又は第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項」を「第三十条の九の二第二項」に改め、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定（同法第三十条の四十四の二に係る部分に限る。）中「第二十一条第一項又は第二項（」を「第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項（これらの規定を」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十八号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油濁等損害賠償保障法

目次中

「第五章　責任制限手続（第三十一条―第三十九条）
第六章　一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条の二・第三十九条の三）
第七章　一般船舶油濁損害賠償等保障契約（第三十九条の四―第三十九条の八）
第八章　雑則（第四十条―第四十四条）
第九章　罰則（第四十五条―第五十条）」

を

「第五章　タンカー油濁損害に係る責任制限手続（第三十一条―第三十八条）
第六章　一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条・第四十条）
第七章　一般船舶等油濁損害賠償保障契約等（第四十一条―第四十六条）
第八章　難破物除去損害賠償責任（第四十七条・第四十八条）
第九章　難破物除去損害賠償保障契約等（第四十九条―第五十四条）
第十章　雑則（第五十五条―第六十四条）
第十一章　罰則（第六十五条―第七十条）」

に改める。

第一条中「船舶に積載されていた油によつて船舶油濁損害」を「船舶油濁等損害」に、「船舶油濁損害の賠償等」を「船舶油濁等損害の賠償」に改める。

第二条第十二号を同条第二十三号とし、同条第十一号中「タンカー油濁損害賠償保障契約」の下に「、一般船舶等油濁損害賠償保障契約若しくは難破物除去損害賠償保障契約」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条中第十号の二を第二十一号とし、第十号を第二十号とし、第九号を削り、第八号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　保険者等　次に掲げる者をいう。

イ　この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者又は賠償の義務の履行を担保する者

ロ　この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ハ　この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

第二条第七号の二中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「いう」を「いい、タンカー油濁損害に該当するものを除く」に改め、同号イ中「一般船舶」を「タンカー又は一般船舶」に、「燃料油」を「燃料油等」に改め、同号ロ中「イ」の下に「又はロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油等損害

第二条第七号の二を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　難破物除去損害　我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行つたものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における次に掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除く。

イ　難破物の位置の特定

ロ　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定又は難破物除去条約第六条の規定による決定により難破物の除去その他の措置が必要となつた場合における当該難破物の標示

ハ　ロの場合における当該難破物の除去その他の措置

第二条第七号を同条第十五号とし、同条第六号イ中「の油」を「の原油等」に、「すべて」を「全て」に、「当該油」を「当該原油等」に、「油に」を「原油等に」に改め、「（貨物）」の下に「又は燃料」を加え、「油又は燃料油」を「原油等」に、「油に」を「原油等に」に改め、同号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において「以下」を「以下同じ。」に、「排他的経済水域等」を「排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。以下同じ。）内若しくは責任条約の締約国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第五号の三及び第五号の四を削り、同条第五号の二中「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に改め、「一般船舶の」を削り、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　船舶油濁等損害　タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいう。

第二条第五号ただし書中「次号において」を「以下」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第四号の二中「油」を「原油等」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「油」を「原油等」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第三号及び第三号の二を削り、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四　燃料油条約　二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

五　難破物除去条約　二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をいう。

六　原油等　原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

七　燃料油等　燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいう。

八　難破物　海難により生じた次のいずれかに該当するものをいう。

イ　沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部

ロ　海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの

ハ　沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

第三条第一項中「油が」を「原油等が」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「油に」を「原油等に」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「責めに任じない」を「責任を負わない」に改め、同項第六号中「第二条第六号ロ」を「前条第十四号ロ」に改める。

第五条中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改める。

第十二条第二項中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第十三条第一項中「油の」を「原油等の」に改め、同条第二項中「油」を「原油等」に、「に入港」を「（東京湾、伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項において「特定海域」という。）を含む。第五十九条第一項を除き、以下同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）」に改める。

第十四条第一項中「油の」を「原油等の」に、「油に」を「原油等に」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補し」を「塡補し」に改め、同条第三項中「てん補する」を「塡補する」に改める。

第二十条中「油」を「原油等」に改める。

第三十条の三中「、第二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する前条第一項」と」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　タンカー油濁損害に係る責任制限手続

第三十一条及び第三十六条第一項中「第二条第六号ロ」を「第二条第十四号ロ」に改める。

第三十七条の二中「第三十五条第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項」を「同条第一項」に改める。